

12月からの課外活動への対応について

12月1日からの課外活動については、引き続き新型コロナウイルスの感染防止策を講じたうえで、以下のとおりとします。

※ただし、特別警戒強化期間（2/7～2/21（学力入学検査の2週間前））は除きます。

【活動日・活動時間】

平日：授業に支障のない適切な時刻から行うことを可とするが、遅くとも19時までには下校する。

週末：土曜日・日曜日のうち、どちらかの3時間程度とするが、遅くとも17時までには下校する。

長期休業：1日3時間程度とし、週に1日の休業日を設け、遅くとも17時までには下校する。

※具体的な活動日、時間等については、指導教員の指示に従うこと。

【練習試合等】

宿泊を伴わない練習試合等に限り許可する。

【大会参加等】

宿泊を伴う県外での大会については、以下の大会への出場を許可する。

- ア 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟および高等学校文化連盟が主催する大会
- イ 高専連合会が主催する大会および全国大会の代替大会、並びにその代表権選出の大会
- ウ 大学連盟主催の大会、並びにその代表権選出の大会
- エ 校長が特に許可する大会

（注意事項）

- ・ 県が設定する「感染流行嚴重警戒地域(V)」「感染流行警戒地域(IV)」「感染特別注意地域(Ⅲ)」への遠征は自粛する。
- ・ 体調不良者発生時に備え、引率者は2名を原則とする。

【宿泊を行う場合の引率者の責務】

(1) 宿泊対応

- ・ 原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう計画する。
- ・ 宿舎内においては、食事中以外必ずマスクを着用させる。
- ・ 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行うよう計画する。
- ・ 食事中は大きな声で話さないよう留意・指導する。

(2) 移動対応

- ・ スクールバスや借り上げバス、または公共交通機関を利用して移動する際は、必ずマスクを着用させ、併せて可能な限り換気に努める。
- ・ 大会開催地で感染が疑われる学生等が出た場合の、当該学生の移動方法を予め計画する。
- ・ 大会開催地で感染が疑われる学生等が出た場合の、当該学生の対応、残りの学生対応、学校連絡、保護者連絡等の業務分担を引率者間で予め計画する。

(3) コロナ感染等の相談先と対応可能な病院リスト

- ・ 大会開催地でのコロナ感染等の相談先及び体調不良者が出た場合の、対応可能な病院等を予め調べておく。

【その他】

(1) 鳥取県のガイドライン(<https://www.pref.tottori.lg.jp/module/599636.htm#moduleid599636>)に基づき活動することとする。

特に、活動全般における主な留意点は以下のとおりである。

- ・ 発熱や体調不良の場合は活動に参加せず、休養すること。
- ・ 活動前後に手洗いを行い、活動終了後は速やかに帰宅すること。
- ・ 個人で水分補給できるものを持参用意すること。
- ・ 水分補給時のペットボトル等の回し飲みはしないこと。
- ・ ビブス等の洗濯は、一部の担当者がするのではなく、使用した個人で洗濯すること。
- ・ 活動以外のときは必ずマスクを着用すること。

(2) 競技ごとの大会参加等に関しては、中央競技団体および大会本部等からの活動指針やガイドライン等に従うものとする。